

1 議事日程(第1号)

(令和6年第3回久山町議会6月定例会)

令和6年6月3日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

・ 議員派遣結果

・ 一部事務組合議会に関する事項

粕屋南部消防組合議会

・ 令和5年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第4 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて(6久山町専決第1号)

(久山町税条例の一部を改正する条例 6久山町条例第5号)

(町長提出)

日程第5 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて(6久山町専決第2号)

(久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 6久山町条例第6号)

(町長提出)

日程第6 議案第18号 久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

(6久山町条例第7号) (町長提出)

日程第7 議案第19号 久山町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について

(6久山町条例第8号) (町長提出)

日程第8 議案第20号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(6久山町条例第9号) (町長提出)

日程第9 議案第21号 久山町河川の環境を守る条例の制定について

(6久山町条例第10号) (町長提出)

日程第10 議案第22号 工事請負契約の締結について

(町長提出)

日程第11 議案第23号 工事請負契約の締結について

(町長提出)

日程第12 議案第24号 令和6年度久山町一般会計補正予算(第1号)

(町長提出)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 阿部文俊

2番 久芳正司

3番 阿部哲

4番 本田光

5番 末松 裕

6番 阿部 恒久

7番 山野 久生

8番 荒巻 時雄

9番 佐伯 勝宣

10番 只松 秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

6番 阿部 恒久

7番 山野 久生

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長 西村 勝

副町長 佐伯 久雄

教育長 重松 宏明

総務課長 久芳 浩二

経営デザイン課長 小森 政彦

税務課長 川上 克彦

町民生活課長 井上 英貴

健康課長 亀井 玲子

福祉課長 稲永 みき

都市整備課長 大嶋 昌広

産業振興課長 阿部 桂介

会計管理者 横山 正利

教育課長 江上 智恵

上下水道課長 平尾 勇

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 篠原 正継

議会事務局書記 淀川 裕和

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から令和6年第3回久山町議会6月定例会を開会いたします。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

まず初めに、私の方から、佐伯議員に申し上げます。

令和6年3月29日発行、および令和6年5月15日発行の佐伯議員が個人の責任で発行された議会報告および佐伯議員個人のブログについて、次のとおり訂正および削除を求めます。

一つ目に、令和6年3月定例会開会日3月1日に、佐伯議員が個人の責任で発行された議会報告への訂正を求められたことについての記事では、『手続きも経ず』『私に対しての不規則な発言』『一方的な個人攻撃』『悪質な侮辱行為』『さも正当な手続きを経た発言であるかのように議会だよりで扱っている』『『まったく手続きを踏まない』不規則発言』『何の打診もない』『やっちはいけない権利侵害行為』とあります。

しかし、議長から、佐伯議員への発言禁止および議場からの退去処分は、正当な訂正要請に対し佐伯議員が不規則発言を繰り返したことから、地方自治法第129条第1項「普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる」との規定に基づき行ったものであります。議長は、佐伯議員が議場の秩序を乱したために発言禁止処分を言い渡し、それでも発言を繰り返したために議場からの退去処分を行ったものであり、当該処分は議長の合理的な裁量の範囲内にあり、適法であります。

よって訂正を求めます。

二つ目に、前述の訂正要請に係る動画および音声に関する記事では、『議会動画の音声不正に加工』『意図的な加工』『消すには議場で正当な手続きが必要なはず』『議会動画は、私が主張する音声が多々消えている』とあります。

しかし、これは前述のとおり佐伯議員の発言が禁止され、その後も議長の許可なく発言を行っており、久山町議会会議規則第50条「発言は、すべて議長の許可を得た後、自席で発言することができる」との規定により会議録には掲載されない発言となり、同じ理由で配信動画の音声も削除されているものであります。

よって、音声削除されていることには、正当な理由があるため、訂正を求めます。

三つ目に、議長に関する記載について、『決して人として許されない只松議長の行為』

『人として許されない』とあります。

しかし、議長から佐伯議員への一連の行為は、前述のとおり関連法令に基づく適正なものであります。このような、人格否定に該当する中傷を受けるいわれはなく、よって訂正を求めます。

四つ目に、前述の議会報告および佐伯議員個人のブログにそれぞれ掲載したリンクおよびQRコードの接続先には、議会が配信した訂正要請に関する部分の動画が編集されたYouTube動画およびその生配信時の音声があります。

しかし、この二つは、「各ページに記載の写真、音声、動画及び記事等の無断転載・リンクを禁じます。」との注意書きとともに配信された久山町議会作成の動画が編集され、YouTubeに議会の承諾なく掲載されたものであります。よって、当該YouTube動画及び音声については無断アップロードとなりますので、削除を要請します。

最後に、過去の議会定例会において、通算4回求めました佐伯議員が個人的に発行する議会報告の訂正について、今なお、その動きを全く見せていません。内容の訂正を再度求めます。

以上です。

続きまして…。

(9番佐伯勝宣君「はい、議長。発言の許可を…」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) 発言を許可いたしません。

(9番佐伯勝宣君「いや、大丈夫です。ご心配なく、ちょっとだけ…」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) 発言を許可しません。

(9番佐伯勝宣君「簡単に終わります」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) 発言を許可しません。

(9番佐伯勝宣君「議長、議事進行」と呼ぶ) どういった議事進行ですか。

○議長(只松秀喜君) 議事進行はどういったことですか。

○9番(佐伯勝宣君) 今の件です。また改めて場を設けていただいて…。

○議長(只松秀喜君) 議事進行には、全く関係ございません。

(9番佐伯勝宣君「建設的な話し合いができれば…」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) 発言をおやめください、発言をおやめください。

(9番佐伯勝宣君「何卒、よい解決方法があったらと思います。以上です。はい、終わりました。以上です。終わりました。

た。」と呼ぶ)

○議長（只松秀喜君） 続きまして、6月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 皆さま、おはようございます。本日ここに、久山町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まずはじめに、議会の皆さまに西日本新聞での報道の件についておわびをさせていただきます。

毎年教育委員会において、山田・久原両小学校の1年生に対して、久山町道德推進委員会・久山町PTA連絡協議会編集の冊子「伸びよ親と子」を配布いたしております。今年度も4月11日の山田・久原両小学校の入学式の日、新1年生111名に対して配布を行いました。その後5月20日に、西日本新聞社が、読者からの連絡を受けて、直接教育委員会にお見えになり、冊子の内容に対して尋ねられました。その際、新1年生に配布した冊子を確認したところ、本来であれば、令和3年に制作した改訂版を配布すべきでしたのに、昭和55年に作成した改定前の当初の冊子を誤って配布したことが分かりました。そのため、5月22日に新1年生の保護者に対しておわび状と改訂版を再配布させていただいた次第です。現在までのところ、このことに対して町民の皆さまからの教育委員会にご連絡等はありませんが、2024年5月24日の西日本新聞朝刊に掲載されるような事態になり、44年前から本町の道德教育に熱意を持って取り組んでいただいた久山町道德推進委員会の皆さま、久山町PTA連絡協議会の皆さまをはじめ、多くの町民の皆さまに対しまして、誠に申し訳なく、この場をお借りいたしまして、深くおわびを申し上げます。今後は、書類等の配布前のチェック体制の強化を行い、再発防止に努めてまいります。なお、冊子の内容等も含め、明日6月4日の道德推進委員会において、会議が行われると伺っておりますので、行政としましてもその結果を見守ってまいりたいと考えております。引き続き、議会の皆さまの道德教育に対するご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、改めて6月定例会の開催にあたりご挨拶<sup>あいさつ</sup>をさせていただきます。

令和6年度がスタートし、2カ月が経ちました。この間、コロナウイルスの影響を受けたここ数年とは違い、全ての行事やイベントが通常どおり開催されました。5月12日に行われた久山スポーツフェスタでは、町民の皆さまが一堂に集い、競技や応援を一緒に楽しむことができ、各地区の打ち上げも大いに盛り上がったとの話を伺いました。また、5月25日に開催された山田・久原両小学校の運動会は、5年ぶりに昼食を挟んだプログラムと

なり、例年にも増して多くの保護者でにぎわう、大変活気のある運動会でした。お弁当を保護者や友達と一緒に楽しむ光景を拝見し、町民の皆さまの日常の暮らしが戻ったことに喜びを感じるとともに、改めて当たり前の日常の尊さ、大切さを考える機会となりました。これからも町民の皆さまが安心して暮らせることを第一とした町政運営に心がけてまいります。

さて、新年度に入り、日本の社会経済情勢に目を向けると、景気は足踏み状態を脱し、回復基調にあり、株価の高騰や賃上げ等の報道が多く聞かれています。しかし、物価高騰はいまだ続いており、景気回復の実感は感じられず、依然として国民の暮らしは厳しい状況が続いています。本町としましても、令和6年度に予定している物価高騰対策の事業を確実に実行するとともに、今後必要な対策については、国の動向も踏まえ対応していきたいと考えています。そのためにも、住民の皆さまのニーズ等を把握するため、直接皆さまとの対話をする機会がこれから大切であります。5月8日から31日にかけて、各地区を対象に実施した地域懇談会もその一つの間でした。今回は8日間で合計250名を超える住民の皆さまにお越しいただき、多くの意見交換をすることができました。今年度の特徴は、どの地区においても、人口政策への関心より、地域コミュニティの希薄化や消防団、子ども会など地域団体の維持存続についてなどの不安が多かったことです。人口が増加している本町において、地域コミュニティの維持が難しい状況となりつつあることは、今後の大きな課題であり、以前から住んでおられた方々と、新たに住まれた方々の相互理解をどのように進めていくのが大きなポイントであると捉えています。そのためには、一時的な解決策ではなく、普段の暮らしから、つながりをつくり、その大切さを感じていくことがシンプルかもしれませんが、有効な解決策であり、久山町だからできることだと私は信じています。なぜ、私がそのように信じることができるのか。それは先日、今から4年前、当時久山中学校1年生の生徒が書いた作文に出会い、その作文を何度も読み返すことで、改めて、私自身もこの町に自然に根づくつながりの力に気づくことができたからです。その作文はJA共済連福岡が実施している「JA共済 小・中学生作文コンクールにおいて、2020年度にRKB毎日放送賞を受賞したものです。ここで今回、皆さまに、共有をさせていただきたいと思います。省略すると、真意が伝わりませんので、少し時間が長くなりますが、全文を紹介させていただきますことをご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

「かるたが教えてくれたこと」 久山町立久山中学校1年久芳れな

「ふるさとにエビネの花の咲きほこり」

「くじけずに町のあしたを僕の手で」

この言葉を聞いたことはあるだろうか。これは私の住んでいる久山町の「道徳カルタ」の一つである。カルタは四十年という歴史があり、世代を越えて愛されている。

そんな中、私がこのカルタに出会ったのは、小学1年生のときだった。その頃は昔遊びの一つとして楽しんでいただけで何も感じなかった。しかし、それから数年たったこの冬、久しぶりに箱を開けるととてもなつかしいにおいとともにはらばらの札が顔を出した。「あれから何年たったのかな」札を見ながら、あのとき何も感じなかったのにどうして今、こんなに気になるのだろうか。それは中学生になり、物事に対する感じ方、考え方が変わったからなのかもしれない。

「町ぐるみこころの花を咲かせよう」それは朝の出来事。自転車で登校していたとき、あるおばあちゃんに出会った。私が、

「おはようございます。」

と挨拶あいさつをすると、おばあちゃんは、

「あら、おはよう。今日もがんばってね。」

にっこり笑顔でかえしてくれた。そんな笑顔を見ると心がぽっと温かくなり、挨拶あいさつしてよかったと自信を持つことができた。顔も名前も知らない人とたった数秒の言葉を交わす。何も特別なことではないかもしれない。けれど、私にとっては特別なことだと思っている。こんな小さなやり取りだが、それが広がることで人々の心の花が咲いていく。これこそが「町ぐるみこころの花を咲かせよう」なのではないかと考えているからだ。

このカルタには他にも日常生活でのルールやマナーなど道徳の心を遊びながら身に付けてほしいという町民の思いが詰まっている。このとき私は初めてカルタに込められた思いを感じとることができたのではないかと思った。このような取り組みは、どの地域も行われているわけではない。久山だから、優しく温かい気持ちであふれているこの久山だからできることなのだ。

この久山では子供たちにもっとカルタに親しんでほしいという願いのもとから、道徳カルタ大会が行われている。私も何度か参加したことがあり、家族とよく練習したのを覚えている。他にも「さべつなくふれあう心で町づくり」「れいぎよく今日も元気に寒げいこ」これらはあいさつ運動や子供相撲大会の目的にピッタリ重なった。あいさつ運動では、地域の方や学校の先生、友達とお互いに挨拶あいさつを交わす。最初はたくさんの人から挨拶あいさつをされることに抵抗があった。それでもにっこり笑顔で挨拶あいさつしてくれたあのおばあちゃん思い出すと自然に声が出ていたこともあった。子供相撲大会では実際に参加した弟の応援に行き、びっしょりと汗をかくぐらい白熱した戦い、そしてきちんと礼をし、握手で通じ合う尊重の心。そんな姿に感動したし、礼儀を持った元気な子に育ててほしいという町の

人々の強い気持ちが伝わってきた。そう、このカルタは私たちに向けてのメッセージカードだったのだ。

最後に、私がこのカルタにふれてわかったこと、それはカルタにつままっているのは歴史だけではないということだ。たった1枚欠けてもこのカルタは成り立っていない。祖母、祖父の時代に考えられ、それが今もつながっている。

なぜ、今もつながっているのか。答えは一つ、「皆が町を愛しているから」だ。毎日の交通指導をしてくださる方。町の清掃や挨拶<sup>あいさつ</sup>を届けてくださる方。時には厳しく、時には優しく。そこまでしてでも、久山町を守り、より良くしていきたいという意志があるからこそ続けてくださっているのだと思う。それはカルタも同じだ。1枚を決めるために、どれだけの知恵と労力がかかったのか。それでも完成し、今でも続いているのはやはり意志があったのだからだと思う。この道徳カルタは町民の手でつくられているからこそ、久山町民にしか分からない良さがあり、必ず何か心にぐっと感じるものがある。カルタに込められた思いが自分に伝わったとき、初めて町民として受け入れてもらえた気がした。

私はこの久山町が大好きだ。自然も、人も、カルタも。これからもっとカルタに込められた思いを感じ、町を愛する人が増えてほしい、これが私の願いだ。

「カルタの思いは私がつないで見せる！」

とびきり大きな声でさげびたい。そして私の思いが声にのって、カルタに届きますように。

以上が作文の紹介です。

私たちの社会は高度経済成長時代を経験し、いつしか経済の規模や人口の多さなどをものさしに、暮らしの豊かさを測るようになってしまいました。そして、ここ数年のコロナ禍によって、ますます目の前で起こったことにしか目がいかず、私たちは知らず知らずのうちに、大切なものを見失いつつあるのではないのでしょうか。この作文は改めて、普段の暮らしから生まれるつながりの大切さを教えてくれました。誰も解決策を知らない社会課題に向き合っていくことはとても大変で厳しい道かもしれません。しかし、長年の積み重ねと地域の支えによって、このような素晴らしい子どもたちが育っている久山町だからこそ、今を生きる私たちが誇りと自信を持って未来に向かって進んでいくこと。それが大切であり、行政と議会、住民の皆さんの力、どれか一つが欠けても、これをなし得ることはできません。私も引き続き、住民の皆さまとの対話を大切にし、信頼される町政運営に邁進<sup>まいしん</sup>してまいる所存です。引き続き、議会の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、今回定例会に提案します議案は、専決処分の承認、条例の制定・改正および契



約案件などの全9議案でございます。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会において説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（只松秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、6番阿部恒久議員および7番山野久生議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（只松秀喜君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの9日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から6月11日までの9日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。議員派遣結果については、お手元に配布のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

粕屋南部消防組合議会の報告については、お手元に配布のとおりです。

次に、令和5年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告については、お手元に配布のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第16号専決処分の承認を求めることについてを議題と

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課、川上課長。

○税務課長（川上克彦君） 議案第16号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、久山町税条例（昭和32年久山町条例第19号）の一部を改正する必要性が生じ、専決処分したため、議会の承認を求めるところでございます。

改正の概要は、能登半島地震の特例が設けられたこと、令和6年度に定額減税が実施されることによる規定の整備等でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第17号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第17号、専決処分の承認を求めることについてのご説明をさせていただきます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）等が令和6年4月1日から施行されることに伴い、久山町国民健康保険税条例（昭和37年久山町条例第8号）の一部を改正する必要性が生じ、専決処分を行いましたので、議会の承認を求めるところでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げおよび国民健康保険税を減額する際の所得判定基準の一部見直し等でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第18号 久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第18号久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第18号久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が令和4年4月6日に施行されたことに伴い、久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年久山町条例第3号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

主な改正内容は、久山町議会議員及び久山町長の選挙の際に、当該選挙運動に伴う自動車の使用ビラの作成およびポスターの作成に係る公費負担の限度額を政令に合わせて変更させていただくものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第19号 久山町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第19号久山町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、稲永課長。

○福祉課長（稲永みき君） 議案第19号久山町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴う子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正等により、関係条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

主な改正内容は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う同法の引用条項の整理や語句の整理などの改正でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第20号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第20号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 議案第20号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、「放課後児童健全育成事業」の実施につきまして（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）により、放課後児童健全育成事業実施要綱の一部が改正されたことに伴い、久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久山町条例第24号）の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

主な改正内容は、放課後児童支援員の研修期間などでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第21号 久山町河川の環境を守る条例の制定について（6久山町条例第10号）

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第21号久山町河川の環境を守る条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第21号久山町河川の環境を守る条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

本案は、令和5年12月14日の久山町議会において「久山町内の河川美化に関する条例制定を求める決議」が議決されたことに伴い、久山町における河川等の自然環境を保全し、

町民の安全で快適な生活環境を確保することを目的として、本条例を制定する必要性が生じたため提案するものでございます。

条例の主な内容でございますが、条例の目的として、町内河川敷での迷惑行為を禁止することにより、自然環境の保全、そして安全で快適な生活環境を確保することとし、町および町民等の基本姿勢としまして、実現のために必要な施策の実施や施策への協力を責務としております。

規制の内容としましては、町内の2級河川および普通河川のうち、町が環境保全区域に指定した場所では、バーベキューや花火を禁止し、従わなかった場合は過料を科すものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第22号 工事請負契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第22号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第22号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、指名競争入札に付したヘルスC&Cセンター換気空調機器更新工事請負契約について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容、ヘルスC&Cセンター換気空調機器更新工事1期。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、8,250万円うち消費税相当額750万円。契約の相手方、福岡県福岡市中央区薬院二丁目3番41号、大橋エアシステム株式会社、代表取締役社長井上久行。工期は契約の日から令和7年3月14日まででございます。

今回の工事の概要ですが、ヘルスC&Cセンター空調設備工事として12系統の空冷ヒートポンプマルチパッケージ型空気調和機の入替え及び換気設備工事として、8系統の全熱交換ユニットの入替えを行うものとなっております。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第23号 工事請負契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第23号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第23号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、指名競争入札に付した山田小学校体育館天井改修工事請負契約について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、山田小学校体育館天井改修工事。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、5,825万6,000円うち消費税相当額529万6,000円。契約の相手方、福岡県福岡市東区原田一丁目1番21号、株式会社東部産業、代表取締役山崎剛。工期は契約の日から令和6年11月29日まででございます。

今回の工事概要ですが、山田小学校体育館天井断熱材のはぎ取りおよび吹き付けならびに照明器具の取り替えを行うこととなっております。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第24号 令和6年度久山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第24号令和6年度久山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、小森課長。

○経営デザイン課長（小森政彦君） 議案第24号令和6年度久山町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町一般会計補正予算（第1号）で、既定の歳入歳出予算の総額63億7,700万円に、歳入歳出それぞれ1,256万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,956万円とするものでございます。

増額となる歳出の主なものは、久山町河川の環境を守る条例の制定に伴う費用として、

環境衛生総務費132万円、レスポアール久山の空調機器故障による文化交流センター管理運営事業費の空調実施設計業務委託料294万円、リース料630万円などがございます。

財源となります歳入は繰越金です。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時10分